

上野原市告示第 8 7 号

上野原市指定ごみ袋の取扱いに関する要綱を次のように定める。

令和 8 年 9 月 2 5 日

上野原市長 村上 信行

上野原市指定ごみ袋の取扱いに関する要綱
(趣旨)

第 1 条 この告示は、上野原市廃棄物の処理及び清掃に関する条例（平成 1 7 年上野原市条例第 1 3 0 号。以下「条例」という。）第 1 1 条第 1 項に規定する市長が指定するごみ袋（以下「指定ごみ袋」という。）の取扱いに関し、必要な事項を定めるものとする。

(定義)

第 2 条 この告示において、次の各号に掲げる用語の意義は、当該各号に定めるところによる。

- (1) 指定ごみ袋 一般家庭から排出されるごみを収集するために市で作製した専用の袋をいう。
- (2) 取扱店 市長の指定を受け、市民等に対し指定ごみ袋の販売を行う者をいう。
- (3) 受託業者 市長から指定ごみ袋の製造、保管、取扱店への配送等の業務を受託した事業者をいう。

(指定ごみ袋の種類)

第 3 条 指定ごみ袋の種類は、次のとおりとする。

種別	種類
燃えるごみ用	2 0 リットル (小)
	4 5 リットル (大)

2 前項に定めるもののほか、指定ごみ袋の仕様については、市長が別に定める。

(取扱店の要件)

第4条 取扱店は、次の各号のいずれにも該当するものとする。

- (1) 上野原市、大月市、都留市又は相模原市緑区藤野地区に、日常生活用品等の販売を営むため、店員が常駐する店舗を有し、現に営業をしていること。
- (2) 市税を滞納していないこと。
- (3) 破産法（平成16年法律第75号）による破産手続開始の申立てがなされておらず、かつ破産手続開始の決定を受けていないこと（法人にあっては、その役員を含む）。
- (4) 会社更生法（平成14年法律第154号）による更正手続開始の申立てがなされておらず、かつ更正手続開始の決定を受けていないこと。
- (5) 民事再生法（平成11年法律第225号）による再生手続開始の申立てがなされておらず、かつ再生手続開始の決定を受けていないこと。

(取扱店の登録申請)

第5条 取扱店の指定を受けようとする者（次項において「申請者」という。）は、あらかじめ上野原市指定ごみ袋取扱店登録申請書（様式第1号）を市長に提出しなければならない。

- 2 市長は、前項の規定による申請があったときは、その内容を審査し、適当と認めたときは、取扱店として登録し、上野原市指定ごみ袋取扱店登録通知書（様式第2号）により、登録を受けた申請者（次条において「登録者」という。）に通知するものとする。

(取扱店の指定)

第6条 市長は、前条の規定により登録したときは、当該登録者と指定ごみ袋の取扱いに関する協定（以下「協定」という。）を締結するものとする。

- 2 市長は、前項の規定による協定が締結されたときは、当該登録者を取扱店として指定し、上野原市指定ごみ袋取扱店指定証（様式第3号。以下「指定証」という。）を交付するものとする。

- 3 取扱店は、市長から交付された指定証を、店頭の見えやすい場所に掲示しなければならない。

(変更の届出)

第7条 取扱店は、第5条に規定する申請の内容に変更が生じたときは、速やかに上野原市指定ごみ袋取扱店変更届（様式第4号）を市長に提出しなければならない。

- 2 取扱店は、指定ごみ袋の取扱いを廃止し、若しくは休止し、又は再開しようとするときは、あらかじめ上野原市指定ごみ袋取扱店廃止・休止・再開届（様式第5号）を市長に提出しなければならない。

(指定ごみ袋の取扱い)

第8条 指定ごみ袋の販売は、取扱店が行うものとする。ただし、市長が特に必要と認めるときは、この限りでない。

- 2 取扱店は、指定ごみ袋の取扱いにあたり、次に掲げる事項を遵守しなければならない。

- (1) 全ての指定ごみ袋を取り扱い、欠品防止に努めること。
- (2) 指定ごみ袋は、市が指定した受託業者から、1箱（50組入り）単位で仕入れを行うこと。
- (3) 指定ごみ袋は、1組（10枚入り）単位で販売し、バラ売りは行わないこと。
- (4) 指定ごみ袋を、景品、サービス品等として利用し、又は過度な値引き販売等を行わないこと。
- (5) 不良品発生時は誠実な対応に努め、良品との交換を行うこと。

(指定の取消し)

第9条 市長は、取扱店が次の各号のいずれかに該当するときは、協定を解除した上、取扱店の指定を取り消すことができる。

- (1) この告示の規定に違反したとき。
- (2) 第4条に規定する要件を欠いたとき。
- (3) その他取扱店として市長が不適切と認めたとき。

- 2 市長は、前項の規定により指定を取り消したときは、上野原市指定

ごみ袋取扱店指定取消通知書（様式第 6 号）により、取扱店に通知する。

- 3 取扱店は、第 1 項の規定により指定を取り消されたときは、速やかに指定証を市長に返還しなければならない。

（その他）

第 10 条 この告示に定めるもののほか、必要な事項は、市長が別に定める。

附 則

この告示は、公布の日から施行する。

年 月 日

上野原市長 宛

申請者 住 所
名 称
代表者名
電話番号

上野原市指定ごみ袋取扱店登録申請書

上野原市指定ごみ袋取扱店として指定を受けたいので、上野原市指定ごみ袋の取扱いに関する要綱第5条第1項の規定により次のとおり申請します。

店 舗 名		
所 在 地	〒	
業 種		
連 絡 先	電話番号	FAX
定 休 日		
営 業 時 間		
店 舗 責 任 者		
備 考		

※営業時間内で、納品受領が困難な時間帯があれば「備考」欄にご記入ください。

添付書類

- ①店舗の位置図
- ②納税証明書
- ③取扱店一覧表（必要な場合）※同一申請者が複数店舗を一度に申請する場合

別紙 取扱店一覧表

店 舗 名		
所 在 地	〒	
業 種		
連 絡 先	電話番号	FAX
定 休 日		
営 業 時 間		
店 舗 責 任 者		
備 考		

店 舗 名		
所 在 地	〒	
業 種		
連 絡 先	電話番号	FAX
定 休 日		
営 業 時 間		
店 舗 責 任 者		
備 考		

第 年 月 号
年 月 日

様

上野原市長



上野原市指定ごみ袋取扱店登録通知書

上野原市指定ごみ袋の取扱いに関する要綱第 5 条第 2 項の規定により、次の店舗を上野原市指定ごみ袋取扱店として登録しましたので通知します。

登 録 番 号	
店 舗 名	
所 在 地	〒
店 舗 責 任 者	

（注意事項）

申請書に記載された個人情報については、指定ごみ袋の取扱業務に関する連絡等に使用します。また、申請書の記載内容に基づき指定ごみ袋の取扱店であることを上野原市ホームページ等で公表します。

上野原市指定ごみ袋取扱店指定証

登録番号 _____ 号
(登 録 店 名)

上野原市指定ごみ袋の取扱いに関する要綱第6条第2項の規定に基づき、上野原市指定ごみ袋の取扱店として指定したことを証するので、同条第3項の規定に基づき、本指定証を店頭の見えやすい場所に掲示すること。また、次に掲げる事項を遵守すること。

【遵守事項】

- 1 全ての指定ごみ袋を取り扱い、欠品防止に努めること。
- 2 指定ごみ袋は、市が指定した受託業者から、1箱（50組入り）単位で仕入れを行うこと。
- 3 指定ごみ袋は、1組（10枚）入り）単位で販売し、バラ売りは行わないこと。
- 4 指定ごみ袋を、景品、サービス品等として利用し、又は過度な値引き販売等を行わないこと。
- 5 不良品発生時は誠実な対応に努め、良品との交換を行うこと。

年 月 日

上野原市長



年 月 日

上野原市長 宛

申請者 住 所
名 称
代表者名
電話番号

上野原市指定ごみ袋取扱店変更届

上野原市指定ごみ袋取扱店の申請内容に変更が生じたので、上野原市指定ごみ袋の取扱いに関する要綱第7条第1項の規定により届け出ます。

登 録 番 号		
項 目	変 更 前	変 更 後
店 舗 名		
所 在 地	〒	〒
業 種		
電 話 番 号		
F A X		
営 業 時 間		
店 舗 責 任 者		
変 更 年 月 日		年 月 日

※所在地が変更となる場合は、店舗の位置図を添付してください。

年 月 日

上野原市長 宛

申請者 住 所
名 称
代表者名
電話番号

上野原市指定ごみ袋取扱店廃止・休止・再開届

上野原市指定ごみ袋取扱店を 廃止・休止・再開（該当するものに○をつけてください）
したいので、上野原市指定ごみ袋の取扱いに関する要綱第 7 条第 2 項の規定により届け出ま
す。

登 録 番 号	
店 舗 名	
所 在 地	〒
廃止・休止の理由	
廃 止 年 月 日	年 月 日
休 止 期 間	年 月 日 から 年 月 日
再 開 年 月 日	年 月 日
備 考	

※廃止届を提出する場合は、第 6 条第 2 項の規定により交付した指定証を返還してください。

第 年 月 号
日

様

上野原市長



上野原市指定ごみ袋取扱店指定取消通知書締切変更

上野原市指定ごみ袋の取扱いに関する要綱第 9 条第 2 項の規定により、次のとおり取扱店の指定を取り消したので通知します。つきましては、第 6 条第 2 項の規定により交付した指定証を返還してください。

登 録 番 号	
店 舗 名	
所 在 地	〒
店 舗 責 任 者	
取 消 理 由	
備 考	